

建管第1001-5号  
平成24年3月15日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長  
(公印省略)

埼玉県土木工事委託業務実務要覧の一部改正について

標記について、下記のとおり一部改正することとしましたので、参考までに送付します。

記

(1) 埼玉県土木工事委託業務監督要綱の一部改正

- ①改正箇所 (履行期間の延長) 第16条 一部改正及び様式追加
- ②改正概要 受注者から提出される履行期間延長申請書に、意見を付して所長へ報告することとします。
- ③適用年月日 平成24年4月1日から適用します。

(2) 埼玉県土木工事委託業務成績評定要領の一部改正

- ①改正箇所 (評定の対象) 第2条 全部改正及び様式の一部改正
- ②改正概要 業務委託の総合評価を将来導入するにあたり、成績評定対象の拡大を行うとともに、業務の分野を成績評定結果通知等の様式に記載します。
- ③適用年月日 平成24年4月1日以降に締結される契約から適用し、平成24年3月31日までに締結した契約については従前のとおりです。
- ④その他 業務の分野は、特記仕様書に記載し周知するものとします。

(3) 注意事項

- ①新旧対照表並びに改正された実務要覧は、以下の建設管理課ホームページにて閲覧できます。

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-itaku-jitumuyouran.html>

②当面、改正された実務要覧の冊子を印刷する予定はありません。最新版は、上記の建設管理課ホームページにて確認してください。

担 当：県土整備部 建設管理課  
技術管理担当 榎戸、宮崎

電 話：048-830-5201

F A X：048-830-4868

e-mail：[a5190-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5190-02@pref.saitama.lg.jp)